

平成 30 年 3 月 26 日保医発第 0326 第 7 号  
「DPC 制度への参加等の手続きについて」(抜粋)

第 1 DPC 対象病院

(略)

3 DPC 対象病院の合併又は分割について

(1) 複数の DPC 対象病院の合併について

DPC 対象病院又は合併年月日(予定を含む。以下同じ。)に DPC 対象病院となる予定の DPC 準備病院(以下「DPC 対象病院等」という。)が、他の DPC 対象病院等と合併(2 つ以上の DPC 対象病院等と 1 つ以上の DPC 対象病院等以外の保険医療機関による合併を含む。)の予定があり、合併後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、合併年月日の 6 か月前までに、別紙 2「DPC 対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙 3「DPC 対象病院等の合併に係る申請書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(略)

(4) 合併、分割又は対象病床数の変更を行う DPC 対象病院等については、上記(1)、(2)又は(3)の規定に基づく申請書を提出する場合に該当するか否かにかかわらず、DPC 制度に継続参加を希望する場合は、原則として以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院が DPC 対象病院であること。
- ② 申請の直近 1 年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近 1 年の(データ/病床)比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

(5) 合併、分割又は対象病床数の変更に係る申請の審査等について

上記(1)の申請書が提出された場合は、上記(4)に掲げる基準及び申請書の記載内容から DPC 制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課において確認をし、その結果について、中央社会保険医療協議会へ報告するものとする。

また、上記(2)又は(3)の申請書が提出された場合は、上記(4)に掲げる基準及び申請書の記載内容から DPC 制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。

いずれの場合であっても申請が認められた場合は、合併、分割又は対象病床数の変更後も DPC 対象病院として DPC 制度に継続参加するものとする。

(略)